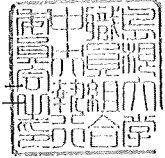


2023年11月17日

国立大学法人島根大学長
服部 泰直 殿

島根大学職員組合
中央執行委員長 瀬戸浩



(要請) 国立大学法人法の一部を改正する法律案に関する取り組みについて

日頃の大学運営に全力を傾けておられることに敬意を表します。

さて、現在開会されている臨時国会に、政府から「国立大学法人法の一部を改正する法律案」が提案され、審議が行われています。本法案は、国際卓越研究大学に認定される国立大学法人に加え、一定規模以上の法人を特定国立大学法人とし運営方針会議の設置が義務付けられること、それ以外の法人も準特定国立大学法人として運営方針会議の設置が可能とされていることなど、これまでの国立大学法人制度の枠組みから大きく踏み出すものです。こうした案が、大学関係者の意見を聴くことなく、国会に提出されています。

わたしどもは、この法案に懸念をもっており、少なくとも十分な時間をかけ、大学関係者の意見を聴きながら慎重に検討していくべきであると考えています。

つきましては、下記2点につき要請いたします。

記

1. 貴殿におかれましては、本法案について念慮をいただき、責任ある立場として

てお考えを社会に向けて発信いただくようお願いいたします。

2. 来る国立大学協会の会議において意見表明をいただくことを期待し、お願い

いたします。

なお参考として、わたしどもが加盟する全国大学高専教職員組合が発表した
声明文2点を添付いたします。

2023年10月4日

国際卓越研究大学問題にかかわる声明

京都大学職員組合中央執行委員会

今年9月1日、文部科学省が国際卓越研究大学の認定候補を発表し、京都大学の「落選」が明らかとなりました。わたしたち京大職組は、これを契機として京都大学のあり方、さらに日本の大学政策について根底的な方向転換が必要だと考え、以下3点を提案します。

1 政府・文部科学省に対して、国際卓越研究大学制度を廃止し、恣意的な予算配分をやめ、公費により大学を維持する責任を果たすことを求めます。

日本の大学の研究力低下の根本的要因が、運営費交付金や私学助成金など基盤的経費のカットによる人員削減、雇用の不安定化にあることは明らかです。政府は「選択と集中」を合言葉として、一定の「評価指標」に基づき交付金を増減させてきました。その指標はしばしば恣意的であり、学生の出席・入退館管理におけるマイナンバーカード活用を運営費交付金配分に反映させる方針さえ決めました（『デジタル社会の実現に向けた重点計画』2023年6月9日閣議決定）。こうした政府の場当たりの無定見な方針は、大学の現場を混乱させ疲弊させ続けています。

この「選択と集中」による大学管理政策の総仕上げが、国際卓越研究大学制度です。同制度は、わずか10名の「有識者」が「全学的な変革」への「意欲」の有無という主観的評価を交えて配分先の候補を決定しました（『国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議（アドバイザーボード）の審査の状況について』2023年8月30日）。研究力強化のための助成といいながら、学術的価値に基づいた公正で透明な手続きを軽んじ、議事録さえ残していません。こうした不透明な「審査」が政府・文科省への「忠誠心競争」を煽り、大学の自律性を根底から損なうものになっています。

政府・文科省は、「選択と集中」に基づく恣意的な予算配分をやめ、基盤的経費の保障こそ大学の研究力の回復に必要なだと認めるべきです。

2 京都大学執行部に対して、国際卓越研究大学への再申請を断念し、基盤的経費の充実と安定財源化を求める動きのリーダーシップをとることを求めます。

湊長博京大総長は、国際卓越研究大学申請にかかわる「説明会」において、運営費交付金の減少が非正規職員急増など大学組織に大きな「歪み」をもたらしていると認めた上で、交付金増額の実現可能性はないという見解を示しました（『京都大学新聞』2023年7月16日）。ですが、「政府は財源もないのに防衛費の大幅予算増額を認めたのに、なぜ大学の予算は増

額できないのか」と広い視野から問いただすことこそが、国立大学総長が社会で果たすべき役割ではないでしょうか？ 株式・債券市場での資産運用に依拠した大学ファンドが安定した資金の供給源でありえない以上、運営費交付金の増額と安定財源化を政府に求めるべきです。わたしたちは、国際卓越研究大学のような「蜘蛛の糸」にすがったつもりで地獄に落ちる仕組みの先導者となることではなく、あらゆる大学の基盤的経費の充実を求める試みのリーダーシップをとることを総長に求めます。

わたしたちはまた、京都大学執行部に対して、ボトムアップな意思形成の仕組みの再構築を求めます。京都大学が国際卓越研究大学に「落選」した理由として、「学内の意思統一の不十分さ」が挙げられています（『京都新聞』9月2日付）。ですが、ボトムアップな意思形成の手続きを経ずに「学内の意思統一」など図れるはずもありません。大学という組織の活力が構成員ひとりひとりの創意を根幹としている以上、独裁国家のような見かけ倒しの「意思統一」はむしろその活動を沈滞させるものでしかありえません。申請にかかわる教授会資料は「取扱注意」「部外秘」とされ、記者会見も開かれませんでした。湊総長の「説明会」も事前に質問こそ受け付けたものの、一方向のオンラインシステムで「お言葉」を聞くだけでした。学内外への説明責任が果たされないままであるばかりではなく、「落選」に対する責任の所在も曖昧なままとなっています。こうした秘密主義と「無責任の体系」の招来こそ国際卓越研究大学の危うさを物語るものです。

3 京都大学の構成員に対して、それぞれのやり方で市民社会に対する説明責任に向き合うことを呼びかけます。

国立大学法人化で目指された「社会に開かれた大学」は、今では政財界にだけ開かれる大学になりつつあります。社会一般に対して説明責任を放棄し、自らを閉ざす傾向が大学内で強まっています。そのような閉鎖的な傾向が大学への公費投入の意味について市民社会の懐疑心を増大させ、公費の減少が政財界への従属と依存をさらに強化し、さらに大学を閉鎖的なものとしていく「負のサイクル」が生じています。

この悪循環を断ち切るためにも、京大執行部は大学に投入される公費が市民の税金に基づくことを再認識し、「学問の自由」の核心に市民社会の付託に応える責務があることを思いおこす必要があります。日本学術会議は、科学者が「社会のための科学」を構築する必要があるとして、「人類社会が遭遇しはじめた地球規模での「行き詰まり問題」に勇気を持って向き合い、諸課題を俯瞰的にとらえてその根源的構造を明らかにし、50年から100年先を見据えた解決の方向を「科学者の助言（unique voice of scientists）」として提示する」ことを求めています（日本学術会議「学術と社会常置委員会」報告書「現代社会における学問の自由」2005年）。わたしたちは、京都大学の構成員が目先の予算に幻惑されず、各自の研究・教育活動を通じて新自由主義の蔓延や気候危機の深刻化などグローバルな「行き詰まり問題」にどのように資するのか、説明責任に向き合う努力を力強く行うことを呼びかけます。

(声明) 国立大学法人法改正案は政府の過度の介入をもたらすもの

2023年11月6日

全国大学高専教職員組合中央執行委員会

《要点》

- 国際卓越研究大学における合議体を位置づけるという本来の法改正の趣旨から逸脱し、それ以外の大学に運営方針会議設置を義務付けるなど国立大学の運営に政府が介入するものとなっている。
- 運営方針会議の委員選任は大臣承認が必要で、それによる政府の影響拡大が懸念される。
- 屋上屋を架す運営方針会議の設置は国立大学法人の円滑な運営にマイナスである。

政府は、10月31日に国立大学法人法の改正法案を閣議決定し国会に提出しました。

この改正案は、国立大学法人が大学ファンド（10兆円ファンド）からの支援を受けることができる国際卓越研究大学に制度的に適合するためのものであるとされてきました。ところが、改正案の内容は、国際卓越研究大学となる国立大学法人に限らず、事業規模が特に大きい法人を特定国立大学法人とし、これらに運営方針会議（従来 CSTI や文部科学省の検討会議では「合議体」と呼ばれていた）の設置を義務付け（21条の3）、またそれ以外の法人でも文部科学大臣の承認を得て運営方針会議を設置できる（準特定国立大学法人と呼ぶ）こととしています（21条の9）。そのうえで、運営方針会議の構成や権限を定めようとしています。

《国立大学法人法改正案のもつ3つの問題点》

この国立大学法人法改正案には、非常に大きな問題点があります。

〈1. 国際卓越研究大学制度への対応にとどまらないガバナンス体制の強要〉

第一点は、この運営方針会議を設置するという制度を、国際卓越研究大学となる国立大学法人に限らず事業規模の大きな国立大学法人に強要し、また準特定国立大学法人となろうとする国立大学法人にも押し広げていこうとしているという点です。元来、大学ファンドによる支援を受ける国際卓越研究大学となる国立大学法人に「合議体」を設置するとして CSTI、文部科学省の検討会議で検討が続けられてきたものが、法案の段階で突如、国際卓越研究大学以外の国立大学法人にも拡大されようとしていて、立法事実からはずれた制度が導入さ

れようとしています。国際卓越研究大学に認定された大学以外には大学ファンドからの支援がないにも関わらず、です。ガバナンス改革だけが自己目的化しています。そしてひとつの制度である国立大学を分断し、今回の特定国立大学法人・準特定国立大学法人という制度で格差と分断を広げる要因となります。

〈2. 運営方針会議の委員選任は大臣承認が必要—それによる政府の影響拡大—〉

第二点は、運営方針会議の委員は文部科学大臣の承認が必要とされている点です。政府には2020年の日本学術会議の会員任命にあたり会議から推薦された候補のうち6人の任命を拒否した前例があります。特定国立大学法人、準特定国立大学法人が、運営方針会議委員の選考に当たり文部科学大臣の承認を得ることができるとする人選をすることによって、これらの国立大学は政府の強い影響下に置かれかねない危険な制度です。学問の自由を守る観点から尊重されてきた大学自治と相容れず、国立大学法人制度が始まる際に制定された法人法第3条に明記された、国が「教育研究の特性に常に配慮」する義務を負うという条項に反するものです。

〈3. 運営方針会議の設置は屋上屋を重ねたもの —法人運営の複雑化で運営効率の悪化に—〉

第三点は、運営方針会議の設置という制度改正が屋上屋を重ねたものであることです。従来すでに設置されている経営協議会や学長選考・監察会議との権限の重複や錯綜が整理されていません。こうした制度の導入は、国立大学法人のガバナンスの実態を無視したものであって、ガバナンスの改革とはならず、本質的な改革になっていません。法人運営がより複雑化し運営効率が悪いものになります。

《まとめ》

国立大学という制度とその配置は、生まれ暮らす地域に関わりなく均しく高等教育を受けることができる、国民にとっての大きな財産です。政府はこれまで国立大学を法人化し、また支援の三類型、指定国立大学法人などで格差と分断の拡大を進めてきました。今回導入されようとしている特定国立大学法人・準特定国立大学法人という制度は、その格差と分断をさらに大きくするものです。そして、大学における教育と研究は、その時々政府から一定の距離を保ち独立して営まれることが、自立した人を育成し、また学問の発展に結びつくものにも関わらず、今回の法改正はそれに逆行するものです。

全大教は、すべての国立大学での教育と研究が維持発展していくために、各大学の自主性・自律性を尊重する体制をつくり、政府による大学への過度の介入をおこなわないよう訴えます。

以上